

○防衛省告示第三百十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、使用条件変更、追加提供及び新規提供が令和六年十二月二十四日次のとおり決定された。

令和六年十二月二十六日

防衛大臣 中谷 元

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	土地…約五六〇、〇〇〇平方メートル 建物…約九、一〇〇平方メートル	

工作物・駐機場等

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和七年一月十日から同月二

十日までの間

水域…約七一〇平方メートル

船揚げ場の修繕工事のため共同使用する

。

使用期間…修繕工事完了の日まで

水域…約七〇平方メートル

船揚げ場として使用するため共同使用する。

六〇〇九 キャンプ・シュワブ 沖縄県国頭郡宜野座

村

六〇〇九 キャンプ・シュワブ 沖縄県国頭郡宜野座

村

◎使用条件変更

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘 要

三一八一 硫黄島通信所 東京都小笠原村 国有 建物・約一五、〇〇〇平方メートル

工作物・鋪床等

一 使用目的を次のとおり変更する。

暫定的に艦載機着陸訓練を実施するた  
め及び対潜哨戒偵察機訓練を実施する  
ため並びに単独訓練（艦載機着陸訓練  
及び対潜哨戒偵察機訓練を除く。以下  
同じ。）を実施するため及び共同訓練  
を実施するため。

二 使用期間を次のとおり変更する。

(一) 合衆国政府が艦載機着陸訓練及び  
対潜哨戒偵察機訓練を実施する間

(二) 単独訓練及び共同訓練の使用期間は年に約四週間

(三) 単独訓練及び共同訓練のための展開及び撤収期間を必要とする場合は、それぞれに必要とする追加期間

(四) 単独訓練及び共同訓練については、硫黄島における遺骨収集事業等の期間及び現地自衛隊の受入れ不可能な期間を除く。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇六七	北海道・千歳演習場	恵庭市	国有	土地…約九〇〇平方メートル

建物…約一、三〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和七年一月二十日から同年

二月二十日までの間

陸上自衛隊南恵庭駐屯地の施設の一部を

、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施

設及び区域として提供する。提供期間中

は、地位協定の関連ある条項が適用され

る。

土地…約二八、〇〇〇平方メートル

建物…約四、二〇〇平方メートル

工作物…水道等

一〇七三 札幌駐屯地

札幌市

国有

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和七年一月二十日から同年  
二月二十日までの間

陸上自衛隊真駒内駐屯地及び陸上自衛隊  
真駒内弾薬庫の施設の一部を、地位協定  
第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域  
として提供する。提供期間中は、地位協  
定の関連ある条項が適用される。

一〇七七 丘珠駐屯地

札幌市

国有

土地…約八一、〇〇〇平方メートル

建物…約一、五〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和七年一月二十日から同年

二月二十日までの間

陸上自衛隊丘珠駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約一、〇七六、〇〇〇平方メートル

建物…約一一、〇〇〇平方メートル

工作物…水道等

空挺降下用地等として追加提供する。

使用期間…令和七年一月三日から同月十九日までの間

三〇三五 習志野演習場

船橋市、八千代市

国有

四一七三 徳島飛行場

徳島県板野郡松茂町 国有

陸上自衛隊習志野演習場及び陸上自衛隊習志野駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約一、〇四八、〇〇〇平方メートル

工作物…舗床

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和七年一月十四日から同月十七日までの間

海上自衛隊徳島航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施

設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

四一七五 八尾駐屯地 八尾市 国有 土地…約五、四〇〇平方メートル

建物…約二、八〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…令和七年一月二日から同月三

十日までの間

陸上自衛隊八尾駐屯地の施設の一部を、

四一七五 八尾駐屯地

大阪市、八尾市

国有	土地…約六九八、〇〇〇平方メートル
公有	土地…約三六、〇〇〇平方メートル
民有	土地…約二九、〇〇〇平方メートル
公有	建物…約一〇、〇〇〇平方メートル
国有	工作物…門等
公有	工作物…門等
民有	工作物…鋪床等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…令和七年一月八日から同月三

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

十日までの間

舞洲、大阪中部広域防災拠点及び八尾空港の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。  
提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

四一七六 淡路島

淡路市

民有

土地…約七四、〇〇〇平方メートル  
工作物…舗床等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…令和七年一月八日から同月三十日までの間

淡路島の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供す

る。提供期間中は、地位協定の関連ある  
条項が適用される。